Osaka University Knowledge Archive

Title	翁方綱の『四庫全書提要稿』
Author(s)	滝野, 邦雄
Citation	中国研究集刊. 1997, 19, p. 50-89
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61043
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

翁方綱の『四庫全書提要稿』

滝野邦雄
（和歌山大学）

民国期の蔵書家として名高い劉承幹（一八八二－一九六三）は、『青鶴』の「文薈」（三頁－四頁）というコラム欄に翁方綱の『四庫全書提要稿』を入手した喜びを述べている。

是の稿（翁方綱『四庫全書提要稿』）旧と粤中の伍氏粤雅堂に蔵さるること、将に百年に逮ばんとす。劫火を歴経するも、完好なること故の如し。之を文瀾諸閣の書の今に至りて僅かに什の一を存する者と較ぶれば、何ぞ同じきに語る可けんや、殆ど「神物の護持なり」（『新唐書』劉禹錫伝）。已に世　変ずること滄桑にして、斯文　凋喪するも、此の編を展閲すれば、乾隆の時の文物の盛んなりしこと想い見るべし（「翁蘇齋学士手纂四庫全書提要稿本徴題述略」『青鶴』第一巻二期・民国二十一年（一九三二）十二月一日）。

顧頡剛（一八九三－一九八〇）は、一九五三年二月に書いた読書筆記において、右の引用文を節略して引き、次のように結んでいる。

按ずるに劉氏の嘉業堂蔵書は今已に尽く散ず。此の稿　又た流転して何れの処に至るかを知らず（「『四庫提要』纂修稿本」『顧頡剛読書筆記』第五巻（上）・法華読書記（六）・二九五三頁－二九五四頁）。

顧頡剛が「何れの処に至るかを知らず」と書いた翁方綱纂『四庫全書提要稿』（以下『提要稿』と略称）は、現在、所在が確認されている。しかも副本が作られていて三部が伝えられている。復旦大学図書館古籍部主任の呉格氏のご教示と論考「翁方綱纂『四庫全書

提要稿』発微」（『古籍整理出版状況簡報』一九九四年第八期〈二八五期〉）とによると、それらは次のようになっている。

（一）　翁方綱の手稿本。張元済の紹介で劉承幹が購入したもの。一五〇冊もしくは一二五冊あって、現在はマカオ何東図書館に所蔵されている。この手稿本は、一九三十年代になって、劉氏嘉業堂から流出し、一九五〇年に何東図書館に収まる。私は実見していない。

（二）　劉氏嘉業堂で作られた抄本。（一）の翁方綱の手稿本『提要稿』が嘉業堂にあった時期に、劉承幹が、書庫の管理員の施維藩に命じて作らせた。この抄本は、復旦大学の王欣夫教授の手に渡り、現在は復旦大学図書館に蔵有されている。

この抄本の特徴は、分巻したこと・手稿本の眉注や行間の批語などを、一括してそれぞれの提要の後に置いたこと・案語を加えたこと・手稿本に引用されていた題跋や印記、目録などに刪節を加えたこと、などがあげられる。こうした作業のおかげで、『提要稿』はきわめて読みやすくなっている。なお、この書は「呉興劉氏嘉業堂鈔本」とある藍格の用紙に写されている。半葉十一行、行二十五・六字、小字双行で字数略同じ。全十二冊、総計約八〇〇頁である。

（三）　王欣夫教授が（二）の抄本をもとに、それを新たに四庫著録・存目著録・四庫與存目皆未著録の三つに配列しなおそうとしたもの。未完成のまま王欣夫教授が亡くなったので、後に整理して十二冊に分けて、やはり復旦大学図書館が蔵有している。

以下において、私はこれまであまり知られることのなかった翁方綱『提要稿』のうち（二）の劉氏嘉業堂抄本についての紹介と、そこからみた『四庫全書総目提要』編纂過程について検討してみたい。ただ、『提要稿』は厖大な量であり、現段階では全容を伝えられず、偏ったものになると思うが、了解いただきたい。付け加えておくと、呉格氏によると、復旦大学図書館はこの劉氏嘉業堂抄本『提要稿』の出版を計画してい

るが、出版費用の関係もあって、いまのところ実現にいたらないとのことである。

管見の及ぶかぎりでは、『提要稿』を紹介した論考は次のごとくである。

潘継安「記翁方綱四庫全書提要（未刊）稿」（『図書館雑誌』一九八二年第四期）

潘継安「翁方綱『四庫提要稿』述略」（『中華文史論叢』一九八三年第一輯）

沈津「翁方綱與『四庫提要稿』述略」（『銭存訓先生紀念文集』所収・未見）

沈津「翁方綱與『四庫全書総目提要』」（『中国国書文史論集』所収・台北正中書局刊・一九九一年・未見）

呉格（致之）「翁方綱纂『四庫全書提要稿』発微」（『古籍整理出版状況簡報』一九九四年第八期〈二八五期〉）

また、黄愛平氏は『四庫全書纂修研究』（中国人民大学出版社・一九八九年刊）第十二章・『四庫全書総目』（上）第二節・『四庫全書総目』與纂修官原撰提要的比較（三二七頁－三三六頁）において、翁方綱『提要稿』などと『四庫全書総目提要』との比較をしている。しかし残念なことに、紙面の都合からか、他の論考と同様に、現『四庫全書総目提要』との文章の比較をするだけであり、それ以上の検討は行なっていない。

なお、拙稿において引用した『提要稿』はすべて、復旦大学図書館の許可を得て、私が筆写したものである。この貴重な資料の閲覧に際し、惜しみないご協力とご援助をいただいた周振鶴・復旦大学歴史地理研究所教授と呉格・復旦大学図書館古籍部主任とに対して、心より感謝申し上げたい。

（一）『提要稿』について

潘継安氏の調査によると、『提要稿』には、経部百八十編・史部二百二十一編・子部百七十七編・集部四百十八編の合計九百九十六編の提要が収められているとのことである。また、二部の書物を一編で説明しているところもあるので、全部で一〇〇一種の書物についての提要があると述べている（「翁方綱『四庫提要稿』述略」『中華文史論叢』一九八三年第一輯）（注1）。

『提要稿』では、一見するとそれぞれの「提要」は順不同で並んでいるように見える。いま、『提要稿』巻二で取り上げられた書名をすべて順番どおりに列挙し、そして、どの地域からどのような書物が四庫館に進献されたかを記録する『四庫採進書目』（「原名各省進呈書目」呉慰祖校訂・商務印書館・一九六〇年刊）によって、それらの書物がいずれから進献されたかを示してみる（表一）。

（表一）

巻二

周礼述註六巻
六爻原意一巻
尚書義疏二冊不分巻
春秋義疏一冊
豳風広義三巻
性図一巻
稽礼弁論一巻
禹貢方域考一巻
韻叢一巻
周易起元十八巻
易経輯疏
易範同宗録二冊
風姫易遡五巻

編修鄭（際唐）交出書目

翰林院検討蕭（芝）交出書目

五華纂訂大全十四巻
（この書は『四庫採進書目』にはみあたらない）
詩経考十八巻
洪範皇極四巻
正韵牋四巻
豫章書一百二十二巻
増訂広輿記二十四巻
邱文荘集十巻
経書言学指要一巻
古参同契集註六巻
北河紀八巻紀餘四巻
蜀碧四巻
温公年譜六巻
文憲史略四十二巻
（宋憲のことか）
忠武誌八巻
河套志六巻
高坡異纂上中下三巻
或庵評公穀二冊
（公穀評註のことか）

江西巡撫海続購書目
及び
六次続採（注2）

象数鉤深図上中下三巻
公餘筆記上中下二巻

伝神秘要一巻
吟窗雑録五十巻
霊星小舞譜二冊
苑璽卿集二十一巻
崇川詩集十二巻
孫宇台集四十巻
同人集十二巻
艾陵文鈔十六巻
四鑑録十六巻
読書筆記六巻
健餘詩草二巻
小学纂註六巻
呂語集粋四巻
尹母年譜一巻
北学編四巻
始青閣稿二十四巻
石語齋集二十六巻
嶧桐集三冊

兵部尚書蔡新家蔵本（『四庫全書総目提要』による）
編修勵守謙家蔵本（『四庫全書総目提要』による）

編修勵（守謙）交出書目

両江第一次書目

甜雪齊集二十巻
華陽洞稿二十二巻
長物志十二巻　――――多数あり特定できない

この（表一）を見ると、『提要稿』巻二の「提要」の書物は、江西巡撫の海続が送ってきたものと、江蘇・浙江の両江から第一回目に進献されたもの（両江第一次書目）とが多数をしめていることが理解できよう。これらの書物は、他からも進献されているが、この時しか進献されていない書も多い。こうしたことから考えてみると、『提要稿』巻二に収められた「提要」は、おおきく分けてこの二回にわたって進献された書物について書かれたものであろう。

すると、この『提要稿』の「提要」の順序は、「両江第一次書目」のなかに「編修勵交出書目」の六種類の書の「提要」が紛れ込んでいることなどはあるが、翁方綱が「提要」を書いた順序にそってだいたい並べてあるとしてよいのではないだろうか。もともと、各地から書物がまとまって進献される毎にそれぞれの四庫館臣（以下、「提要」のもとになった原稿を作成した人達をこのように総称する）が手分けして「提要」が書かれた。各々の四庫館臣が書物が進献される度ごとに数種類の書物の「提要」を書いたのである。翁方綱の『提要稿』の配列は、このようにして書いた自分の「提要」を、作成した順にひとまとめにして並べたものといえよう。

さらに、表からわかるように、『提要稿』所収の「提要」は種々雑多な書物について書かれている。翁方綱の得意とする部門の書物についてだけではない。その上、翁方綱の『提要稿』は、現存する邵晋涵（一七四三－一七九六）の「提要」原稿（嘉慶本・道光本『南江文鈔』所収三十七編・これらは別に『紹興先正遺書』には『四庫全書提要分纂稿』として、『聚学軒叢書』には『南江書録』として収められている）や姚鼐（一七三一－一八一五）の「提要」原稿（『惜抱軒書録』所収八十八編）や余集（一七三九－一八二三）の「提

要」原稿（『秋室学古録』所収『詩経』関係七編）など他の『四庫全書総目提要』の分纂稿（以下「提要」原稿とする）とは少し異なる。邵晋涵などの原稿（注3）が、出版に際して整理されているのに対して、翁方綱の『提要稿』は、稿本として伝えられたため、四庫館臣が書いた「提要」の形式をそのままの形で伝えている。

また、翁方綱（一七三三―一八一八）が四庫全書と関わったのは、初期の頃であった。いま、翁方綱の自訂年譜を含む『翁氏家事略記』（翁方綱原稿・英和校訂・嘉慶中刊本）によってその経歴を見ると、次のようになる。

乾隆三十八年（一七七三）　三月、四庫全書纂修官に充てらる。
四十一年（一七七六）　文淵閣校理と武英殿繕写四庫書分校官に充てらる。
四十二年（一七七七）　冬、武英殿分校覆校を辞すが、なお四庫全書館で、金石・篆隷・音韻の書物を弁ず。
四十三年（一七七八）　彌封官に充てらる。

つまり、翁方綱が、四庫全書編纂と関わったのが、乾隆三十八年から四十二年にかけてであった。その上、以下でふれるが、初期の「提要」原稿の作成の時に行なわれた、書物を「応刪」や「応存」などに分類するという作業の結果が『提要稿』所収の各提要に附されていることや、『提要稿』巻十五（二葉左）に「丙申三月八日」とあったり、巻十八（十三葉左）に「丙申七月十九日」とあったりするからである。丙申の年は、乾隆四十一年（一七七六）にあたる。こうしたことからも、翁方綱の『提要稿』が書かれたのは、四庫全書編纂の初期の段階であったといえる。

その、翁方綱が四庫全書館で作業した時期、四庫全書館では、どのようなことが行なわれていたのであろうか。

（二）『提要稿』作成の時期

乾隆三十七年（一七七二）正月初四日に、乾隆帝は、各省に書物を求める詔を出す。その末に、次のように

述べる。

各省　蒐輯の書、巻帙　必ず多し。若し之に鑑別を加えずして、悉く呈送を行なえば、煩複　皆な免れざる所なり。該督・撫等をして先ず各書を将って目録を叙列し、某朝・某人の著すところに係るを注し、書中の要旨や何くに在るかを、簡明に開き載するを著しめ、具摺し奏聞せよ（『乾隆朝上諭檔』第六冊・檔案出版社　＊『高宗実録』巻九百・乾隆三十七年正月庚子と『欽定四庫全書総目巻首』とに引く文には少し異同がある）。

各省から書物を提出させるのは煩雑であるから、先ずその地の総督・巡撫に簡単な内容紹介をかねた提出書物の目録を提出させるというのである。これが、提要作成の始まりと考えられる。

しかし、この詔はあまり効果がなかった。「今に至るまで幾んど匝歳に及ぶに、曾て未だ一人の書名を将って録奏するを見ず」（『乾隆朝上諭檔』第七冊・檔案出版社　＊『高宗実録』巻九百十九と乾隆三十七年十月戊寅十七日とに引く文には少し異同がある）。そこで、同年に朱筠（一七二九－一七八一）がどのような書物から集め始めればよいのかということを奉上した（『辨理四庫全書檔案』〈第一冊・四葉右〉によると十一月から十二月の間とする）。その摺子の内容は、次の四つに大きく分けられる。

①旧本・抄本を捜し集めて、国家の書籍を充実させること。

②宮中の書籍目録を作成する。また『永楽大典』から書物を復元すること。

③著録と校讐とを並びに重んずること。

④書物を集める他、金石の刻と図譜の学とは必ず録すること。それと、直隷に現存する鐘銘碑刻は拓本をとって集めること。

その中の③において、次のように言う。

著録・校讐は、当に並びに重んずべきなり。……臣　請うらくは、皇上　詔もて儒臣に下し、校書の選を分かち任じ、或いは七略に依り、或いは四部に準じ、一書　上るごとに、必ず其の得失を校し、大旨を撮挙し、本書の首巻に叙し、並びに以て進呈せしめんことを（「謹陳管見開館校書摺子」『筍河文集』巻一）。

書物の著録と校讐とは大事なことであるから、皇帝のもとに集まった書物には、儒臣に命じて巻首に解題をつけさせるよう提言する。この摺子を覆議した劉統勲（一七〇〇－一七七三）らは具体的な方法を述べ、乾隆帝によって「議に依れ」と裁可され、「四庫全書館」が開かれる。こうして、書物に解題をつける作業が、収書作業と同時に行なわれるようになった。

乾隆三十八年三月十一日の上諭には、次のように記されている。

『永楽大典』の内の所有る各書、現臣等纂修の各員を率同し、日を遂うて検閲し、其の已経に摘出するの書を将って、迅速に底本を繕写し、詳細に校正するを経るの後、即ち臣等に送りて復た勘定を加え、応刊・応抄・応刪の三項に分別せしめよ。其れ応刊・応抄の各本は、均しく勘定の後において即ち赶ぎて正本を繕して進呈せん。応刊を将ってする者は、即ち次第に刊刻を行なうも、仍お均しく劉向・曽鞏等の目録序の例に倣い、各書の大旨及び著作の源流を将って詳らかに考証を悉くし、崖略を詮疏し、列ねて簡端に写し、並びに総目を編列し、以て全備を昭かにせん。即ち応刪とする者も、亦た其の書名・節叙刪汰の故を存し、各部の総目の後に附す（『辨理四庫全書檔案』第一冊・九葉左）。

『永楽大典』から復元した書物に「応刊・応抄・応刪」の選定を加え、それぞれに解題をつけるように言うのである。すでに述べたように、翁方綱はちょうどこの三月に四庫全書纂修官に充てられ、十八日より作業に参加している。

そして、乾隆三十九年七月二十五日の諭旨で、乾隆帝ははじめて書物の解題を「提要」と称するように命じている。また、「応刊・応抄・応刪」の分類を、「応刊・応鈔・応存」とし、すべての書物にわたって提要を書くようにも命令する。

乾隆三十九年七月二十五日、内閣　上諭を奉じ、弁理四庫全書処　総目を進呈するに、経・子・史・集の内に於いて、応に刻すべき・応に鈔すべき及び応に存すべき（応刊・応鈔・応存）の書目の三項に分晰し、各条の下　倶に撰を経て提要有り。一書の原委、撮挙せる大凡、并びに書を著す人の

世次・爵里を詳らかにせるを将って、以て一覧了然たる可し（『乾隆朝上諭檔』第七冊・檔案出版社　＊『高宗実録』巻九百六十三・乾隆三十九年七月丙子（二十五日）と『欽定四庫全書総目巻首』とに引く文とは少し異同がある）。

このようにして、作成されるようになった提要は、後にいろいろと手が加わり四十六年に『四庫全書総目提要』として一応の完成をみるのである。

また、翁方綱の『翁氏家事略記』は、初期の四庫全書館における作業の様子を次のように述べている。

癸巳（乾隆三十八年・一七七三年）の春より［翰林］院に入り書を修む。時に翰林院署において四庫全書館を開く。内府　蔵する所の書の発出して院に到るもの、及び各省　進むる所の民間の蔵書、又た院中に旧貯せる『永楽大典』の内　日に日に摘抄し巻を成し彙編し部を成す有るの書とを以て、三処の書籍を合わせて、員を分かちて校勘す。毎日、清晨に院に入る。院　大厨を設け卓飯を供給す。午後、寓に帰る。是を以て日に日に校閲する所の某書　応に某処を攷うべきあれば、［翰林院の］宝善亭に在りて、同修の程魚門 晉・姚姫川 鼐・任幼植 大椿 の諸人と対案し、詳らかに知る所を挙げ、各々応に攷証すべきの書目を開す。是の午には攜へて瑠璃廠の書肆に至り之を訪査す。是の時、江・浙の書賈亦た皆な踴躍して遍く善本を徵（もと）む。校訂に資するに足る者、悉く五柳居・文粋堂の諸坊舎に聚まる。毎日検し、応に用うべき者有れば、輙ち載せて満車以て家に帰る。中ごろ陸鎮堂に請うて其の事を司らす。凡そ校訂に資するに足る者ありて、価　甚だしくは昂からざれば、即ち留めて之を買う。力　留むること能わざる者は、或いは急ぎて其の査を需むる数条を写す、或いは暫らく借りて留むること数日、或いは又た人を雇いて抄写せしむ（『翁氏家事略記』乾隆三十八年条〈三十六葉左－三十七葉右〉）。

この時期、翁方綱たちは主に校勘作業を行なっていたようである。その対象となったのは、宮廷で所有する内府本や各省からの進献本そして『永楽大典』から復元された書物であった。翁方綱たちは、午前中は翰林院で書物を校閲し、午後は瑠璃廠へ行き考証に役立

つ書物を渉猟する。四庫全書の編纂には、四庫全書館に集まった書物だけでは間に合わなくて、五柳居や文粋堂などの瑠璃廠の書店が取り扱っていた書物も利用したのであろう（拙稿巻末の図を参照されたい）。

また、翁方綱自身の蔵書をも校訂に用いたことは、「家蔵の版本と相い同じ」（「中州集十一冊」『提要稿』巻九・三十一葉　＊以下、『提要稿』からの引用の場合は、巻数・葉数のみ記す）とか、「須く家蔵の本と相い対すべし」（「元文頴七十巻二十本」巻九・三十二葉）などと述べていることからも言えよう。

しかし、乾隆三十九年八月初五日に、厳しい検閲を行なうことが決まってからあとは、それぞれの書物を検閲することも行なわなければならなくなる。

各省　已経に進み到るの書に至りては、現四庫全書処に交して検査し、如し碍げに関わる者あれば、即ち撤出し銷燬するを行なえ（『乾隆朝上諭檔』第七冊　＊『辦理四庫全書檔案』第一冊・三十一葉右も同じ）。

この作業の痕は、『提要稿』のなかに散見する。この検閲がどのような物事に対してなされていたのかは、別に和歌山大学『経済理論』（第二百七十三号・一九九六年）掲載の拙稿においてふれた。

以上、見てきたように各地から送られてきた書物を「応刊・応鈔・応存（応刪）」に分類し、校勘を施し、提要を作成することが、初期の仕事であった。それは、『提要稿』に「応刊」「応鈔」「応存」などの言葉があることなどからも分かる。つまり翁方綱の『提要稿』は、乾隆三十八年二月から四十二年冬までの『四庫全書総目提要』作成の初期の段階に書かれ、その時の「提要」原稿の姿を伝えているものであるといえる。

以下、拙稿において適宜用いる「提要」は次のとおりである。

『四庫全書総目提要』

（乾隆五十九年〈一七九四〉刊。阮元が浙江学政であった時に、文瀾閣収蔵の殿版『四庫全書総目提要』によって出版したもの。阮元・浙江刻本とする）

同書を再版したのが同治七年（一八六八）の広東書局本である。なお、阮元・浙江刻本と広東書局本とを比較された近藤光男氏による

と、阮元・浙江刻本が優れているらしい。さらに、北京中華書局の景印本と台湾商務印書館の排印本とは、阮元・浙江刻本によっており、台湾芸文印書館の景印本は、広東書局本であるという（『四庫全書総目提要唐詩集の研究』凡例・一九八四年・研文出版社刊）。

武英殿本『四庫全書総目提要』

（台湾商務印書館・一九八三年・景印本）

その成立や『四庫全書総目提要』（阮元・浙江刻本）との異同（かなり存在する）などについては、昌彼得氏の「武英殿本四庫全書総目」（『故宮學術季刊』第一巻第一期・五十五頁―六十八頁・一九八三年）に詳述される。

『書前提要』

（摛藻堂『四庫薈要』本）

『四庫薈要』の「書前提要」については、呉哲夫氏が『四庫全書薈要纂修考』（国立故宮博物院・一九七六年刊）第五章・「薈要書中的提要」のなかで述べている。

『書前提要』

（文淵閣本）

『書前提要』

（文溯閣本）

遼海書社・一九三五年刊（奉天図書館が文溯閣本『四庫全書』の「書前提要」を抜き出して出版したもの）

翁方綱『提要稿』

姚鼐『提要』原稿

（『惜抱軒書録』所収）

『書前提要』

（『武英殿聚珍版叢書』所収のそれぞれの書物の巻頭に付されたもの）

四庫全書に著録された書物の前に付けられた『書前提要』と、単行本として出版された『四庫全書総目提要』との間に異同があることは周知のことであるが、武英殿本『四庫全書総目提要』と阮元・浙江刻本『四庫全書総目提要』との間にも異同がある。しかし、拙稿では単に『四庫全書総目提要』という場合、阮元が浙江学政であった時に、文瀾閣収蔵のものによって出版したものを用いる。北京中華書局が景印し、よく利

用されていると考えるからである。ただ、殿本『四庫全書総目提要』その他との異同があれば、注記する。

（三）『提要稿』と『四庫全書総目提要』と

『提要稿』の形式は基本的には次のようになっている。

題名　蔵書印記も書き写す
序文　全文を書き写す
摘抄　簡単な内容紹介
按語　版本・著者・内容についての解説

しかし、すべてがこの形式にのっとって書かれているわけではない。『提要稿』は、或るものについては非常に詳しく書かれ、或るものについてはきわめて簡単に取り扱われたりしている。内容について精粗があるのである。それは翁方綱が稿本として残す際の取捨選択によるものか、もしくは翁方綱が「提要」原稿を作成する時からそうであったのかは、今のところ、よくわからない。

ただ、先に引用した『翁氏家事略記』には、翁方綱達が議論しながら書物の校訂を行なったことが述べてあり、また（四）で述べるように重複して「提要」原稿が作成されていることなどからすると、「提要」原稿の内容の精粗は、翁方綱達が、送られてきた書物の提要を作成するとき、相談しあっていた結果ではないかというようにも考えられる。つまり、すでに「提要」を作成した書物が、重複して四庫館に進献され、改めて「提要」を書かなければならない場合は、ごく簡単なものにとどめておく、というようにである。

続いて、具体的に『提要稿』の紹介を以下において行ないたい。

（a）「応刊・応抄・存刪（存目）」と四部分類と

『提要稿』所収のかなりの「提要」の末尾には、「応刊・応抄・存刪（存目）」などのそれぞれの書物に対する分類・評価が付されている。これは（二）で見たように、「提要」を作成する時の作業の一つであった。いま、『提要稿』と『四庫全書総目提要』とを較べてみると、その判断がかなり異なっているものがある。

たとえば、『覚迷蠡則』について『提要稿』は次のように言う。

覚迷蠡則上中下三巻又剰言一巻附録一巻明呉人管志道與其徒答問之書其前三巻末有海虞門人瞿汝稷跋語此書皆釈氏之言毋庸存目（巻十六・二十六葉左）。

「庸（も）って目を存すること毋れ」として「存目」に載せることすら否定する。しかし、『四庫全書総目提要』「子部釈家類存目」には、存目とされている。

また、明・楊慎の『転注古音略五巻』（巻十・二十二葉左）は、「応に存目とし以て悞（あやま）りを学者に貽（のこ）すべからざるに似たり」と翁方綱が述べているのに、『四庫全書総目提要』においては、『四庫全書』に著録したうえ、提要において、

其の引証　頗る博く、亦た考証に供するに足る者あるを以て、故に顧炎武『唐韻正』を作るに猶お取る有るがごとし（『四庫全書総目提要』巻四十二・経部小学類三）。

と述べて、翁方綱の意見にまったく従わない。

翁方綱は四部分類のどこに属すのがよいかという意見をのべている箇所もある。しかし、「楽庵先生語録」では「応に存し、其の目は、之を儒家に入るべし」（巻二十四・十葉左）と翁方綱が言っているにもかかわらず、『四庫全書総目提要』では「子部雑家類」に著録されており、「感述録」についても、翁方綱は「応に目を存し、之を儒家に入るべし」（巻二十三・十一葉左）とするのに、「子部雑家類存目」に分類されている。

もちろん次のように翁方綱の意見にしたがうところもかなり存在する。たとえば、明・徐献忠の「金石文」（巻十・二十八葉右）の「提要」は、

……若［徐］献忠曾以著述見称而其書不若［穆］都・楊［慎］諸書之著則転恕有流伝誤信之者若駁去不存其目反是貽誤于人応存目而著其誤

とある。存目にすることで、その誤りをはっきりさせることができるとするのである。『四庫全書総目提要』でも、そのとおり総集類の「存目」に分類している。

これなども最終決定は紀昀などの総纂官の手で行なわれたことを示すのであろうか。それとも、翁方綱以外の四庫館臣の書いた「提要」原稿にあった判断に従

ったのであろうか。

（b）『四庫全書総目提要』との比較

『提要稿』と『四庫全書総目提要』との内容が似ているものもある。それは、たとえば、『古器銘釈』である。『提要稿』では、次のようになっている。

謹案古器銘釈十巻　明応陵卞蕤字茂卿輯皆抄襲博古図及薛尚功鐘鼎款識之文前後失次摹刻舛訛殊不成書其末云嘉靖壬戌金陵謄録刻字人某々蓋是坊賈所為不応存目（巻十六・八葉右）

それが『四庫全書総目提要』では、以下のごとくである。

明卞蕤[illegible]揚州人是書成於嘉靖[illegible]皆鈔襲博古図及薛尚功鐘鼎款識之文前後失次摹刻舛訛殊不足依拠（巻四十三・経部・小学類存目一）

右の文中において『四庫全書総目提要』からの引用文中の反転文字（例えば[illegible]）で示した陰文の箇所が両者の異同のあるところである（以下同じ）。少しの文字の手直しがあったり、『提要稿』で「蓋し是れ坊賈の為す所。応に存目とすべからず」とあるところが、『四庫全書総目提要』では、「存目」に残されたため削除されたであろうこと以外は同じである。この「提要」などは、『提要稿』を下敷きに作成されたと見てよいのではないだろうか。

続いても同じく存目に分類されている書物であるが『陽明要書』の「提要」を見てみる。これも、『提要稿』・『四庫全書総目提要』ともに全文を挙げ、異同を同じく反転文字で示す。

陽明要書八巻又附録五巻

謹按陽明要書八巻附録五巻明崇禎乙亥呉江葉紹顒纂輯蓋取王守仁全集中之要者前者小序八首及凡例四条皆著其刪纂之大意浙江通志載宋儀望輯陽明文粋十一巻王畿輯陽明文選八巻而無要書之名応存其目（巻二十一・十三葉左）

『四庫全書総目提要』

陽明要書八巻附録五巻　浙江巡撫採進

明王守仁撰葉紹顒編守仁有保甲法已著録紹永呉江人是書成於崇禎乙亥取守仁全書摘其

要語前有小序八首及凡例四条皆著其刪纂之
大意浙江通志載宋儀望輯陽明文粋十一巻王
畿輯陽明文選八巻而無此書之名蓋偶未見也
（巻一百七十六・集部・別集類存目三　＊武英殿
『四庫全書総目提要』では、嘉慶帝の諱をさけて
「容」と「永」とを「顒」にしている）

最初に体例上の変更が加えられているが、ほとんど同じ内容である。ただ、『浙江通志』の引用の後に、「蓋し偶たま未だ見ざるなり」と判断を下しているところが、『四庫全書総目提要』にある。

さらに、明・王瓊の『漕河図志』（巻三・二十三葉）は、次のようにある。

謹按漕河図志八巻明王瓊輯瓊字徳華太原人成化甲辰進士歴官吏部尚書贈太師謚恭襄先是成化間三原王恕作漕河通志十四巻宏治九年瓊以工部郎中管理河道乃国恕書而増損之　宏治九年瓊以工部郎中管理河道乃国恕書而増損之　首以漕河図次紀河之脉絡源委及古今変遷修治経費以逮奏議碑記罔不具悉明史本伝称瓊出治漕河三年臚其事為志継者按稽之不爽毫髪由是以敏練称蓋其書之切於実用如此々本止存三巻尚闕其五巻非足本也応仍以八巻存目

『四庫全書総目提要』は、下のごとくである（注4）。

漕河図志三巻　浙鄭天節藏本
明王瓊撰瓊有晉祠奏議已著録先是成化間三原王恕作漕河通志十四巻宏治九年瓊以工部郎中管理河道乃因恕之書而増損之首載漕河図次記河之脈絡源委及古今変遷修治経費以逮奏議碑記罔不具悉明史本伝称瓊出治漕河三年臚其事為志継者稽之不爽毫髪由是以敏練称蓋其書之切於実用如此惜原本八巻此本止存三巻非完帙矣（巻七十五・史部・地理類存目四）

両者の異同を陰文の反転文字で示したが、ここでも、最初の部分に体例上の変更が加えられているが、その他はまったく同文といってよい。ただ、ここでも、最後が「惜原本八巻、此本止存三巻、非完帙矣」と書き改められている。「陽明要書」の提要と同じく、すべて『提要稿』に依ることを潔しとせず、最後の僅かな訂正を行なうことで、よしとしたのであろうか。

これらの「提要」を見て分かるように、『四庫全書総目提要』には、翁方綱の作成した「提要」原稿からあまり変化はなく、それ以後も手を入れなかった「提要」もあった。つまり、主に存目に分類された書物についてであるが、これらの「提要」のように『提要稿』の原稿のみから、『四庫全書総目提要』の該当書物の「提要」を作ったものも存在するのである。

続いて、『提要稿』の引用をそのまま孫引きした例を見てみる。「占星堂集」の提要は『提要稿』では、次のようになっている。

謹按占星堂集十五卷明唐文献著文献字元徵松江華亭人萬厤丙戌賜進士第一授翰林修撰歷官禮部侍郎翰林院學士謚文恪此其所著詩文也集以占星名者文獻未第時嘗見奎宿於堂上故以占星名目堂見朱彝尊靜志居詩話応在其目（巻五・十四葉左）

それが『四庫全書総目提要』では、以下のごとくである。

明唐文献撰文献字元徵南直隸華亭人萬歷丙戌進士官至禮部右侍郎翰林院學士謚文恪事蹟具明史本傳朱彝尊靜志居詩話載文獻未第時嘗見奎宿於堂上故以占星名目堂因以名集（巻一百七十九・集部・別集類存目六　＊文淵閣『提要』同じ）

両者の『静志居詩話』からの引用箇所をともに陰文の反転文字にして比較してみると、『提要稿』の「朱彝尊『静志居詩話』」という八文字が、『四庫全書総目提要』では引用の前に動かされているのがわかる。

いま、朱彝尊の『静志居詩話』を見ると、次のようになっている。

……占星堂者、文恪未第日、人或見奎宿于堂。於是徐奉化献忠作記、孫漢陽克宏以八分書於門屏。乱離尚存、今已易主矣。……（「唐文献」『静志居詩話』巻十六・一葉左）。

これを見ると『四庫全書総目提要』作成の時、『提要稿』の『静志居詩話』の細切れの引用を、原典を見ないで孫引きしたことは明らかであろう。前の二つの「提要」の末尾と同じように、少し変化をつけようとして、「朱彝尊『静志居詩話』」の八字を移動したために混乱してしまったのである。また、『静志居詩話』でも唐文献は「松江華亭人」となっており『四庫全書

総目提要』において「南直隷華亭人」とするのと合わない。これも当然のことであるかもしれないが、『提要稿』などの基になった原稿に引用があり、それを利用する時には、あまり原典によって直すことをしないで、孫引きですませていることが多かったといえるのではないだろうか。

さらに言えば、『提要稿』の作成者である翁方綱ですら、「王文成全書」（巻二十一・十二葉左）について、「前単の内に已に辨過するを記得す。［その中に王文成］公の［文］集有り。［それによって］之が年・謚を査せよ」と述べており。翁方綱が以前に作成した前単（「提要」原稿）に、王陽明の略歴は記入済みであり、今回もそれを参照せよ、と言っていることなどからすると、翁方綱ですら一度調べたことは、いちいち原典にあたりなおさずにすませていたようである。

このように『提要稿』を見ると『四庫全書総目提要』と文章・内容が似通ったり、孫引きですましたりするものが存在する。実際の書物を見ずに「提要」の草稿のみを統一して『四庫全書総目提要』を作成したものもあるといえよう。もっとも、これはほとんどが存目部分についてである。このことについては（四）に後述する。

（c）書籍の整理

翁方綱たちの提要作成の作業は初期の段階から、書籍の整理も行なっていた。たとえば、『思陵録』について、「『思陵録』上下二巻。宋・周必大著。已に必大の全集中に在り。另に提要を擬すを庸いること毋れ」（巻十五・二十二葉左）と言う。現在、『四庫全書総目提要』には、『思陵録』は単行本としては収められていない。しかし、周必大の全集である『文忠集』の中の一巻として収められている。ただ、節略があるのかどうかについては分からない。

また、清・楊名時の「経書言学指要」（巻二・十五葉右）は、「前後二条六頁にして注あり評あり。……著して一書と為すに非ざるなり。存目するかを酌す」としている。短すぎて書物の体裁でないため、存目にするかを「酌（考慮する）」するとしているのである。実際、『四庫全書総目提要』には、この書物は見当らない。

しかし、『劉文靖公遺事』のようにわずかな分量で

あっても重要だと認めたものは、著録すべきだと言う。「其の書　僅かに数頁なりと雖も、然れども応に抄存し以て史事を核すべし」（巻十四・七葉）。そして『四庫全書総目提要』では、「存目」ではあるが巻六十（史部・伝記類存目二）にこの書物の「提要」が収めてある。

さらに、翁方綱が校訂した書物には、抄本もかなり含まれていた。元・虞集の『道園遺稾』について「抄本にして間ま訛欠ありと雖も、然れども世間の伝本頗る少なく、応に学古録諸稿と合わせて、并べて之を刊刻すべし」（巻十九・一葉左）と言う。

それに、著録に値する書物については、いろいろな版本を集め、その中から最もすぐれた版本を四庫全書に収めて、それを以後の定本としよう、とも考えていた。『李太白集』の『提要稿』（巻五・十三葉右）には、「［李］白集　唐詩集の冠冕と為す。自ずから応に諸本を彙め校して、其の尤なる者を擇びて、刊して定本と為すべし」とある。これは、（四）で述べる、四庫全書著録本の校勘の問題とも関わってくると思われる。

以上、私が復旦大学において『提要稿』を実見した時に気づいたところを列挙してみた。この翁方綱の『提要稿』を見ると、『四庫全書総目提要』作成の前段階としてかなり入念な「提要」原稿が準備がなされていたようである。そうして、きわめて当たり前のことであろうが、この四庫館臣達が準備した「提要」原稿のうえに最終的な「提要」が書かれていったといえる。『四庫全書総目提要』を書く前の準備段階としての「提要」、それが翁方綱の『提要稿』の性格であろうと思われる。

では、『四庫全書総目提要』は『提要稿』をどのように参照して作成されていったのであろうか。『提要稿』全体にわたって、詳細に検討を行なっていない段階で、このような推論を行なうのは、きわめて危ういこととは承知しているが、以下においてあえて見解を提出してみたい。

（四）『提要稿』を通して見た『四庫全書総目提要』作成過程

これまで『四庫全書総目提要』編纂にあたっては、紀昀（一七二四－一八〇五）がかなり手を入れたため、

その書は紀昀の主張で統一された、と言われてきた。

『総目提要』の編纂は、原と各纂修官　書を閲するの時に之が分撰を為す。嗣いで紀昀の増竄刪改・整齊画一を経て後、多く人の意志は已に見るべからず。見る可き所の者は、紀氏一人の主張なるのみ（郭伯恭『四庫全書纂修考』第十一章「四庫全書総目提要」一、編纂之経過［総目與紀昀］二一三頁）。

このように、これまでは紀昀が四庫全書館に集められたすべての「提要」原稿に目を通し、『四庫全書総目提要』を編集したかの印象をあたえてきた。ところが、沈津氏の「校理『四庫全書総目提要』残稿的一点新発現」（『中華文史論叢』一九八二年第一輯）によると、『四庫全書総目提要』の最終段階に近い原稿には、紀昀を含めた数人の筆跡が見られることが紹介されている（百四十五頁）。

また、『四庫全書総目提要』は、すでに見てきたようにほとんど『提要稿』のままであったり、『提要稿』の文章の前後を移動させただけなどというものが存在するのである。

では、『提要稿』に「提要」があるものの、その「提要」と『四庫全書総目提要』との内容がまったく異なっている場合はどうなのであろうか。紀昀がまったく独自に提要を書いたのであろうか。それとも、別に何か基づくところがあったのであろうか。

『提要稿』は、こうしたことに対しても解決の糸口をあたえてくれるのではないかと思う。以下において、『提要稿』と姚鼐の残した「提要」原稿、および『四庫全書総目提要』などとを比較することで、この問題を考えてみたい。

もともと、姚鼐の『惜抱軒書録』には、「提要」原稿が八十八編収められている。鄭福照の『姚惜抱先生年譜』（同治戊辰〈一八六八年〉刊本・五葉－六葉）によると、姚鼐は乾隆三十八年に劉統勲と朱筠との推薦で校弁各省送到遺書纂修官に充てられ、翌三十九年秋に職を辞して帰郷しているので、姚鼐の「提要」原稿は、四庫全書館の開かれた乾隆三十八年から乾隆三十九年秋にかけて書かれたといえる。この時期、姚鼐と同じく校弁各省送到遺書纂修官であったのは翁方綱・朱筠（一七二九－一七七五）・鄒奕孝（？－一七九

三）・鄭際唐（乾隆三十四年〈一七六九年〉進士）・左周（乾隆三十四年進士）である。

乾隆三十八・三十九年というと、まだ各地から書物が送り続けられ、それに対して精力的に「提要」原稿が作成されていた時期であろう。姚鼐は、この時に翁方綱と同じ仕事をしていた。しかし、姚鼐の「提要」稿本が八十八編収められている『惜抱軒書録』を見ると、翁方綱のものと体裁が少し異なっている。

毛嶽生の「惜抱軒書録序」によると「書録　凡そ四巻、文は八十八首、往に［姚鼐の従孫（『国朝先正事略』巻四十三などによれば曽孫とある）の姚瑩と］武進の李申耆（李兆洛）先生と脱誤を校正す」とあるので、同書を出版するにあたって、たとえば検閲したところ、著録するかどうかの判断を示したところなどを省略したのではないかと思う。そのため、体裁は『四庫全書総目提要』と似通ったものとなっているのではないだろうか。

いま、翁方綱の『提要稿』と姚鼐の『惜抱軒書録』とを見ると、それぞれの「提要」が重複しているものが存在する。同じ書物に対して「提要」が別個に書かれているのである。これは、すでに述べたように各地より書物が送られるたびに、重複を恐れずに「提要」を作成していったためではないか、と私は考える。

ここで、限られた資料から導きだした、仮説を先に述べる。存目部分の『四庫全書総目提要』作成にあたって基づいたものは次のようになるのではないかと推定する。それは、『四庫全書総目提要』の存目部分の作成には、重複して作成された「提要」原稿から、一つを選んで、それのみによって紀昀たち総纂官が手を加えていったのではないか。また、四庫著録の書物については、かなり慎重にいろいろと各「提要」原稿や他の書目などを参照して作成され、それを武英殿版聚珍叢書などとして出版するにあたっても、別に校正報告といった形の「提要」も作られた、ということである。

以下、こうしたことを、存目とされた書物の「提要」の場合と、著録とされた書物の「提要」の場合とに分けて考えてみたい。

（1）　存目とされた書物について

すでに述べたように、各地から四庫館に進献された書物について重複を厭わずに「提要」原稿が書かれた。では、それらがどのように利用されたのであろうか。以下において、存目とされた書物について、二部進献された場合、一部進献された場合、三部進献された場合と見てみたい。

（a）二部進献された場合

まず、『周易古今文全書』の『提要稿』を見てみる。この書物については、翁方綱と姚鼐との「提要」原稿とが伝えられている。その三者を並べてみる。

翁方綱『提要稿』

周易全書惣目録

二巻　論例　卦變　卦解　卦位　卦主　卦德　卦名　卦字
　　卦系　卦理　卦數　卦占　卦象　卦變　卦辞
　　卦図　卦説　卦学
　　卦歌　卦序　卦義
二巻　古文　乾隆二十年春正月時雨序
九巻　今文　乾隆二十四年長至南大学公冒楊時雨書
五巻　易學啓蒙　乾隆二十年長至日高大僕寺卿楊時雨書
二巻　傳易考　乾隆二十年月朔日楊時雨拜書于山紫竹
　　山道舍

自序曰喬自隆慶庚午屢仮山中取自漢至今儒論著考拠闡之乃以経伝十翼古篆書之後古文漢儒所分経楷書之従今文朱子啓蒙注釈補備復著法各著論例於自漢至今諸儒言各存之著伝易攷又附亀卜攷合名周易全書喬于此三十餘年稿凡数十易諸生各為査閲而古文篆選貢生周伯遜編採此篆攷古文皆古篆即古称蝌蚪書其内古篆存者尽用之如無古篆即用大篆若冗繁如鐘鼎文襍媚如小篆以下皆不用間亦有擇用者悉拠諸書（ママ）毎卦辞爻辞内平仄音自相叶如亨貞相叶龍庸相叶
字体襍出不衷於正体且有竄入訛誤者又有増入字句者謙尊而光卑而不可揃君子之終吉也
　　旁行而不流正行而不握　朱子曰旁行一句寥然難曉
　　箕冒曰下闕一句未知是否今
　　雙文
　　聚之
能研諸電　學誤當長譜備備行文未然
万俱作卍

襍卦小人道消也

傳易攷

宗傳　伏羲氣門

衍傳　窗羲氣顯遷

正傳　宋五字

補傳　苟九家以下

異傳　王弼以下　以楊簡王弼明陳自沙善甘泉曾人

此

別傳　啣？？以下

蘇徐師曾考　信州楊時喬閱

虞集易集　紫王本繼參之悉從其說

一卷　亀卜考　石麻二千七年黑九月楊時喬書于蕭郡舍

謹按周易古今文全書二十一卷明楊時喬著時喬字宜遷号止菴嘉靖乙丑進士官至吏部侍郎謚端潔此書論例二卷古文二卷今文九卷易学啓蒙五卷伝易考二卷附亀卜考一卷每卷首有自序其大意在薈萃古今以闢当時言心学之謬而所宗惟在程朱意固善矣至其以古今文名其全書其所発明者古文略而今文詳蓋欲互見其義間有繁複原不為害然古文之経本無可考今既不用小篆而古文之存者又舎鐘鼎不用則勢必字体襍出不衷於正体且有竄入訛字者又有竄入字句如旁行而不流句下直増正行而不泥一句而其解今文卷中又若不相？願者是直似別獲奇秘各存一本於天地之間近於誣矣即伝易考二卷推論前人授受所自原不為無功然亦何庸強分宗伝衍伝異伝等各類於門戸之為者明儒自王守仁湛若水輩其門弟子各述師承競分途轍此書正以闢其非而転迹区分名目以為之辞非平允之論矣朱彝尊経義攷謂所引諸家姓氏訛舛此伝属其小焉者耳但此書引据既繁亦頗有可資説経之採摭者応存其目（巻一・三十二葉右―三十三葉左）

姚鼐「提要」原稿

周易全書

周易古今文全書楊時喬著時喬上饒人嘉靖乙丑進士万歴中仕至吏部侍郎銓法清平卒後家甚貧時喬著此書自序謂程明辞朱明著於象尚略乃取自漢至今儒論著攷拠闡之論例二巻古文二巻今文九巻易学啓蒙五巻易伝攷二巻附亀卜攷一巻合二十一巻其説大抵宗程朱而闢当時心学所謂古文易従呂祖

謙朱子本而独列文言二篇亦依上下経分之如繫辞伝鳴鶴在陰諸章皆入之文言又自以古文体書之以為能復古文其今文九巻則王弼本乃以楷書書之茲可謂好奇自信之過也已（『惜抱軒書録』巻一・四葉）

『四庫全書総目提要』

周易古今文全書二十一巻　内府藏本

明楊時喬撰時喬字宜遷号止菴□饒人嘉靖乙丑進士官至吏部侍郎謚端潔事蹟具明史本傳

此書凡分六部曰論例二巻古文二巻今文九巻易学啓蒙五巻傳易考二巻附龜卜考一巻每部皆有自序其大意在薈萃古今以闢心学説易之謬所宗惟在程朱雖兼稱古今文而所発明者古文略而今文詳門多互見其義敷間有繁複不害宏旨然周易古文本無可考鄭志恕汪簡所引古周易諸字已不能究所自來時喬此本更古豫籀文隨意摸擬往往竄入譌字殊不免杜撰之　又或竄改經文如旁行而不流句下加正行而不泥一句自經典釋文以後未見此文竟不知其何所本而其解今文卷中又竄之不論竟似乎經所本有殊近於誣至傳易考二巻分宗傳衍傳正傳補傳異傳別傳等名亦類於門戸之見王守仁湛若水兩家弟子各述師承競分途轍此書正以闢其非而轉區分名目是以闢解闢矣朱彝尊經義考闕所引諸家姓氏譌舛猶其小焉者爾（巻七・経部・易類存目一　＊殿版も同じ）

（三）の(b)で引用した『提要稿』の「提要」のように、まったくそのままと言うわけではないが、『四庫全書総目提要』は、翁方綱の『提要稿』の意味を生かして、訂正・加筆してある。また、最後の『経義考』の引用も孫引きで済ましているようにみえる。というのも、『経義考』（巻五十五・周易古今文全書）の按語の部分では、「按楊公周易全書引据諸家姓氏訛舛甚多」となっていて、『提要稿』では、途中の「甚多」の前までを引用しており、『四庫全書総目提要』もそれに従っているからである。もしも、『四庫全書総目提要』作成の段階で、『経義考』を見なおしたならば、「甚多」まで引用すると思われる。

さて、『四庫採進書目』によると、『周易古今文全書』は、次の三箇所に記載されている。

①浙江省第四次呉玉墀呈送書目
　周易古今文全書・明楊時喬著・二十一本
②武英殿第一次書目
　周易古今文全書［二十一巻・明楊時喬著］
③浙江採進遺書総録簡目
　周易古今文全書二十一巻（刊本）明礼部侍郎上饒楊時喬撰

③は浙江から十二回にわたって進献された書物の総書目（浙江から進献された書物を時間的前後を考慮せずにひとまとめにした書目）であり、当然①の書物も重複して記録されているので、①と③とは同一の書物を指していると考えられる。つまり、『四庫採進書目』によると少なくとも二部の同じ書物が四庫全書館に送られていたということになる。いま伝えられる翁方綱と姚鼐との『周易古今文全書』についての「提要」原稿は、この二部の、版本の違いはあるかもしれないが、同名の書物について、それぞれが作成したと考えることができる。そして、『四庫全書総目提要』作成にあたっては、そのうちから翁方綱のものが利用されたと考えられないであろうか。

（b）一部進献された場合

続いて、上海図書館所蔵の残稿『四庫全書総目提要』に収められた清・尹會一の『健餘詩草』の「提要」を見てみる。ただ、この「提要」は『四庫全書総目提要』には掲載されていない。尹會一の著作が禁書となったためである。そのため、「巻一百八十五　集部別集類存目十二」に置かれる予定であったこの「提要」は、廃棄処分とされた。

なお、この残稿については、すでに沈津氏が「校理『四庫全書総目提要』残稿的一点新発現」（『中華文史論叢』一九八二年第一輯）において部分的に解説・紹介されている。沈津氏によると、「この残稿は、［『四庫全書総目提要』の］最初の稿本ではないし、後の完成稿でもなく、改正作業中の稿本である」（百三十七頁）。すなわち翁方綱の『提要稿』などと異なり、決定稿を書いた紀昀などが直接手を加えた原稿、つまり『四庫全書総目提要』となる直前の稿本のよう

である。ただ、私がこの上海図書館所蔵の『四庫全書総目提要』残稿を実見した時の印象では、原稿を切り張りしたその残りという感じがした。

さて、残稿『四庫全書総目提要』の『健餘詩草』の提要を見ると、次のごとくである。

健餘詩草三巻　欟勵守謙藏本

国朝尹會一撰會一有洛學続編已著録此集乃所著古今体詩綴以評点其曰海門山館刻者其門人鮑皋所編訂也

集部別集類存目十二・巻一百八十五（一葉―二葉）

翁方綱の『提要稿』では、下のごとくである。

謹按健餘詩草三巻　国朝博野尹會一著會一所居堂名健餘故以自称此所著古今体詩綴以評点其曰海門山館刻者其門人鮑皋所編訂也前有皋序存目（巻二・三十九葉左）。

陰文の反転文字で示したように「国朝尹會一撰。會一有『洛學続編』、已著録」というところが『四庫全書総目提要』の体例に統一されている外は、同じである。

この書物は、『四庫採進書目』によると、「編修勵交出書目」の一箇所にしか記録されていない。また、上海図書館所蔵『四庫全書総目提要』残稿によると、「編修励守謙家蔵本」とあるので、底本としたのはやはり編修の励守謙が進献した書物であろう。

すでに、（一）の（表）で見たように『提要稿』には、この「提要」の前後に尹會一の『四鑑録』（君鑑録・臣鑑録・士鑑録・女鑑録）・『読書筆記』・『小学纂註』・『呂語集粋』・『尹母年譜』・『北学編』の「提要」原稿が並べられており、『四庫採進書目』所収の「編修勵交出書目」にある書目と一致する。おそらく、翁方綱はこの時、編修の励守謙が四庫館に進献した書物の中から、尹會一の著書の「提要」原稿の作成を一括して担当したのであろう。

すると、この『健餘詩草』は一部しか四庫館に進献されておらず、その一部を翁方綱が担当し、その「提要」原稿がそのまま採用され、『四庫全書総目提要』となる直前の残稿に体裁を統一されて載せられていった、といえる。

このことからすると、四庫館において、一部しか進献されなかった書物については、それに対して作成された「提要」原稿を利用したといえるのではないだろ

うか。

（c）三部進献された場合

次は、少なくとも三部が四庫館に進献された『周易旁注』についてである。『四庫採進書目』によると、左の四箇所に記載されている。

①両淮塩政李呈送書目
　周易旁注前図二巻・朱升
②浙江省第四次呉玉墀送書目
　周易旁注十巻・明朱升著
③山東巡撫呈送第一次書目
　周易旁注
④浙江採進遺書総録簡目
　周易旁注十巻前図一巻（刊本）明侍講学士休寧
　朱升撰

すでに述べたように④は②を含んでいる書目であるので、実際に進献されたのは、『四庫採進書目』によると三部といえよう。

この書物についても翁方綱と姚鼐との「提要」原稿が伝えられているので、引用し、最後に『四庫全書総目提要』を引く（注5）。

翁方綱『提要稿』

謹按周易旁注十巻前図二巻明朱升著升字允升号楓林休寧人至正中郷進士授池州学正明初徴為翰林侍講学士升於諸経皆有旁注而易有前図図凡八其第八図巻内全載元泰和蕭漢中之読易考原之文而系以邵子之詩與三十六宮図説可謂知本矣旁注十巻於用注疏本其後程応明更定従本義本于是上下経與十翼分巻此本即程応明所更定者也其解注取訓詁文義使相接属而已応存其目（巻一・三十四葉左）

姚鼐「提要」原稿

周易旁注前図

周易旁注明朱允升著允升休寧人明太祖時官翰林侍講学士於諸経皆有旁注而易為最詳其書本十巻首列河図洛書合一図第一至三十六宮図説第八謂之旁注前図在十巻之外万歴中姚文蔚易其注於旁者於経之下此本又尽佚其経注而独存其全図上下二篇下篇内載元蕭漢中読易攷原允升記云漢中字

景元泰和人書成於泰定年間今按漢中為人別無可攷其書頼附允升此図以伝而允升本書反残欠矣蕭氏所解卦序実多精義允升極推之非妄也（『惜抱軒書録』巻一・三葉－四葉）

『四庫全書総目提要』

周易旁注図説二巻　出蕭鎮採進

明朱升撰升字允升休寧人元至正乙酉挙於郷授池州路学正秩満帰里丁酉太祖兵至徽州以升従軍呉元年拝侍講学士洪武中官至翰林学士事蹟具明史本伝是書原本十巻冠以図説上下二篇上篇凡八図下篇則全録元蕭漢中読易考原之文万歴中姚文蔚易其旁注列於経文之下已非其旧此本又尽佚其注独存此図説二篇漢中書已別著録餘此八図僅敷衍陳摶之学蓋無可取矣（巻七・経部・易類存目一）

見てわかるように、翁方綱と姚鼐との「提要」原稿ともに『四庫全書総目提要』に利用された形跡はない。推測であるが、この書物の『四庫全書総目提要』所収予定の「提要」作成にあたって、利用されたのは、翁方綱・姚鼐の「提要」原稿ではなく、それ以外の第三の「提要」原稿であったのではなかろうか。

もしも上述の(a)・(b)・(c)のように考えることが許されるならば、『四庫全書総目提要』の存目部分の作成において紀昀たちは、或る一つの書物につけられた「提要」原稿がいくつも存在しても、その中から或る一つの「提要」原稿のみを参照していたといえるのではないだろうか。

（2）　著録とされた書物について

では、四庫全書に著録された書物の提要はどうなのであろうか。いま、こうしたことを翁方綱と姚鼐とが共に「提要」原稿を書いている『郭雍伝家易説』（注6）を見ることで、検討してみたい。

『郭雍伝家易説』は、『四庫採進書目』には、左の二箇所に記録されている。

①浙江省第五次鄭大節呈送書目

郭氏伝家易説十一巻八本

②浙江採進遺書総録簡目

郭氏伝家易説十一巻（澹生堂写本）

『四庫全書総目提要』によると底本とされたのは「浙江鄭大節家蔵本」である。繰り返しになるが②は浙江から進献された書物の総目録であるので、『四庫採進書目』の記録によるかぎり、実質上は一種類の『郭氏伝家易説』のみが四庫全書館に進献されたのであろう。

その上、翁方綱のものは、『提要稿』のなかに「山陰祁氏澹生堂蔵鈔本」という記述がある。また根拠が明らかではないが『増訂四庫簡明目録標注』によると、「四庫箸録は、乃ち淡（澹）生堂写本なり」としている。さらに、以下で見るように『四庫全書総目提要』および「書前提要」は姚鼐の「提要」原稿を利用する。

こうしたことから、四庫著録の底本となったのが、「澹生堂鈔本」であったと考えることができれば、やはり、翁方綱と姚鼐とが共に同じ「澹生堂鈔本」に対して「提要」原稿を書いたと言えるのではないか。

では、どうして、今までの存目の例と異なり進献を同じくする書物に対して「提要」を書いたのであろうか。それは、この『郭氏伝家易説』に対する翁方綱の「提要」原稿は、校正の報告の部分があり、その上、「応抄」「応存」などの判断を示した箇所もなく、最後に「乾隆三十九年十一月朔日校上」と書かれていることから判断すると、翁方綱のこの「提要」原稿は、書物の「提要」というよりも、武英殿聚珍版『郭雍伝家易説』の出版にあたって校正した結果を報告したものであるためだと考えられる。つまり、内容の「提要」ではなく、校正の「報告」であり、姚鼐の「提要」原稿とは性質を異にしているために、同一の書物に対して「提要」原稿が書かれたのではないか。

いま、長くなるが翁方綱と姚鼐とが共に「提要」を書いている四庫著録『郭雍伝家易説』の「提要」を見てみる。

翁方綱『提要稿』

郭雍伝易説十一巻凡八冊除逐字句応改者皆已改正不另粘簽外其欠於写式必須声説者謹粘簽三十一条十月二十二日分出校辦至十一月初三日辦訖交館

宋郭雍伝家易説十一巻凡八冊山陰祁氏澹生堂蔵鈔本宋乾道中洛陽沖晦処士郭雍子和著前有自序暨論

易卦爻諸条其書言理不言象数以六十四卦為文王所重又以繫辞内所称彖繫者為夫子自言所繫之辞大旨尊程伝其父忠孝伊川門人也自序在紹興辛未仲夏朱彝尊経義攷作辛亥辛亥是紹興元年雍序自言伊川歿時方四歳伊川卒於大観元年丁亥則雍生於崇寧三年甲申至紹興辛亥纔二十八歳当以辛未為是辛未是紹興二十一年雍年四十八矣迨隆興甲申雍年六十一是年六月右奉直大夫知袁州軍州主管学事兼管内勧農営田事賜紫金魚袋曾伋奉詔搜羅遣逸以雍学行薦於朝復以其書伝於学者為跋其後今此跋具載巻末至淳熙丙午提学趙善誉復薦之朝廷遣官受所欲言始於其家得此書六巻其時雍年已八十有三此見陳振孫書録解題第不知其以為六巻者何也抄本巻末有攷異二葉題云前夷陵謝主簿本凡与巻内多出字句者数処蓋此書抄本頗罕見而彝尊経義攷云十一巻闕今惟大易粋言所載存大易粋言者淳熙二年九月温陵曾種守之集二程子張子広平游氏酢亀山楊氏時兼山郭氏忠孝白雲郭氏雍七家易解而成書総論三巻六十四卦卦為一巻繫辞伝上下各二為四巻説卦一巻序雑卦合一巻合七十三巻凡渉取之書又集語録等七十五種而白雲郭氏蓍卦弁疑中庸解性説三書亦間見焉今郭氏易説説原本既罕見而抄伝者遂据曽氏粋言所載以為郭氏之全書蓋粋言所用皆全文也然此抄本則字句与粋言微有不同且有多出者又巻末有謝本攷証則非出於粋言者也彝尊尊於祁氏之書当無不寓本者而此本実未之見也第一冊則祁氏蔵本已亡乃後人用粋言補之者爾乾隆三十九年十一月朔日校上

另附二簽一考辨紹興辛未不抄一云

以下繫辞説卦序卦雑卦四條已分見於本書各巻之首蓋文言以上所論皆上下經故須列於巻首而巻内則無之繫辞以下所論皆傳故分列於巻内而巻首則無之郭氏原書必如此也惟此抄本則下七冊是其原抄蔵之本而茲首冊則是另抄補入之本蓋原書首冊已失収蔵家即？大易粋言抄補之以是此首冊也而大易粋言則係提於巻首乃是大易粋言書輯書之体例非郭氏原書様矣今存此四條是與本書巻内相複似以刪玄為是謹簽候酌（巻十二・一葉－二葉）

姚鼐「提要」原稿

雍氏伝家易説十一巻宋郭雍著雍字子和洛陽人父

忠孝受学程子嘗著兼山易解矣靖康中忠孝以提刑死難於関西其書散逸雍遭乱後隠居峽州長楊山谷著此書述其父志乾道中守臣薦於朝旌召不起遣官受所欲言乃以伝家易説進雍是書雖云原本父説而実多出於自得者朱子云兼山易溺於象数之学今観雍書大抵剖晰義理与程子伝相似雍之言曰易之書其道其辞皆由象出未有忘象而知易者然如首腹馬牛之類或可忘此象之末也其説如是殆非溺象数者宋人輯易説往往擯忠孝父子謂程子之葬也忠孝不会以為背師夫士能抗節死難宜其生平篤於義矣當葬程子之時忠孝容有他故不及赴邪抑誠不免趨舎形勢而卒乃晩蓋者邪然奈何遂以罪及其子哉雍又以孔子彖伝為彖辞故為世所非然自漢揚雄劉歆之倫謂孔子作彖象沿及魏高貴郷公之告諸儒亦然以孔子之伝為彖象其来久矣豈必雍始誤邪夫漢晋以来言易之書尤衆於他経溺象数者其説支而近誣宋元之間以義理言易者率闡程子之緒餘而所見之理或非精密果足補程伝之欠而祗益為繁蕪所謂中無所得而喜著書為名者與雍是書雖若未見大越於其倫者要其学為程子支流而雍之生平亦有合履道坦坦幽人之吉言易者雖多如雍終可謂無愧立言者已

（『惜抱軒書録』巻一・一葉―二葉）

この書物は、『四庫全書』著録であるうえ、『武英殿聚珍版』・『四庫全書薈要』などにも収められており、それぞれの「書前提要」を見ることができる。いま、それぞれを比べてみると、武英殿聚珍版「書前提要」・四庫全書薈要「書前提要」・文淵閣「書前提要」・文溯閣「書前提要」はともに同文である。しかし、『四庫全書総目提要』との間には異同がある。

さらに、「書前提要」・『四庫全書総目提要』と翁方綱たちの「提要」原稿を見ると、姚鼐の「提要」原稿を利用して「提要」が書かれていることが分かる。そこで、まず『四庫全書薈要』「書前提要」を引用して、姚鼐の「提要」原稿との異同箇所を陰文の反転文字で示す。

『四庫全書薈要』「書前提要」

臣等謹案易説十一巻宋郭雍[illegible]雍字子和洛陽人父忠孝受学[illegible]程子著兼山易解靖

康中為永興軍路提刑死難其書散逸雍遭乱後隠居峡州長楊山谷著為此書乾道中守臣薦■朝旌召不起賜号冲晦処■後更賜称頤■先生道官受所欲言乃以伝家易説進雍是書雖云本■父説而実多出■自得朱子云兼山易溺于象数之学今観雍書大抵剖析義理与程伝相似非溺象数者也雍之言曰易之為書其道其辞皆由象出■有忘象而知易者如首腹馬牛之類或■可忘此象之末也其説如此殆与其父意不必尽同雍又不以卦辞為彖而謂観乎彖辞者■■孔子自謂其象伝■説為世所非■■■■本末之説不識吉凶本故至于此要其学為程子■支流而■平生■処亦有合幽人坦坦履道之吉可謂無愧■立言者已乾隆四十五年七月恭校上

このように「書前提要」は、姚鼐の『提要』原稿を利用して書かれており、翁方綱の『提要稿』に基づいてはなされていない。

また、それぞれの「書前提要」には日付と署名とがあるので順番に並べてみる（表2）。

ここで気付くことは武英殿聚珍版「書前提要」の校訂者に翁方綱の名前があることである。そこから、この武英殿聚珍版「書前提要」は、翁方綱などが書いたものであるかの印象をあたえる。しかし、「提要」原稿を比較してみたように、「書前提要」は、姚鼐の「提要」原稿にかなり依拠しており、翁方綱の原稿を利用した形跡がない。このことは、やはり翁方綱・紀昀・陸錫熊などは、文字どおりこの書物を「恭しんで挍（校）して上まつる」としたことを示すのではないだろうか。つまり、先に述べたように『郭雍伝家易説』が武英殿聚珍版に収められて出版される時にあたって、翁方綱が校正を行った、その時の報告が『提要稿』に収められた「提要」原稿なのではないか、と私は考える。これは、「武英殿聚珍版」として出版するに際しては、かなり入念に作業が行なわれていたことを示すのであろう。

そうすると、日付から見て、乾隆三十八年から三十九年秋までの間に先ず姚鼐が「提要」原稿を書いた。それを、武英殿聚珍版の一冊として出版されるに際し

（表2）

姚鼐「提要」原稿　乾隆三十八－三十九年秋頃

↓ 訂正加筆

同文

武英殿聚珍版「書前提要」　乾隆四十年正月（紀昀・陸錫熊・翁方綱）

＊翁方綱が乾隆三十九年十一月朔日に校正を行なう

四庫全書薈要「書前提要」　乾隆四十一年五月（紀昀・陸錫熊・孫士毅・陸費墀）

文淵閣「書前提要」　乾隆四十五年七月（紀昀・陸錫熊・孫士毅・陸費墀）

文溯閣「書前提要」　乾隆四十七年三月（無記名）

↓ 訂正加筆

『四庫全書総目提要』　乾隆五十九年

て、翁方綱が書物全体を乾隆三十九年十一月に校正して報告のための「提要」を作った。紀昀などは、姚鼐の原稿に手を加え「書前提要」を作成した。それが、乾隆四十年正月であった。以後の「書前提要」はすべてそれを踏襲していった、と考えられる。

さらに言うと、巻十二には、この『郭雍伝家易説』の後に『説文［解字］篆韻譜』（『四庫全書』のみ著録）・『周礼訂義』（『四庫全書』のみ著録）などの提要が並べてあり、それぞれの提要の末にも「恭校上」の文字が見える。すると、『四庫全書』として筆写される時にも、校正が行なわれていたといえるよう。したがって、『提要稿』に散見する「恭校上」という文字の見える「提要」部分は、こうした校正報告ではなかったのかと思う。

また、この書物は一部のみが四庫館に送られていることなどと考え合わせてみると、この『郭雍伝家易説』の「書前提要」の作成にあたって、四庫館臣が準備・作成した資料としては、姚鼐の「提要」原稿のみが用意されていた。だから、『書前提要』に、姚鼐の「提要」原稿を、そのままではないが、参照した形跡が残されているのではないだろうか。

ところで、『四庫全書総目提要』は、これら『書前提要』とは異なっている。いま、『四庫全書総目提要』を引用して、『書前提要』との異同箇所を陰文の反転文字で示す。

郭氏家伝易説　浙鄭天籟藏本

宋郭雍撰雍字子和洛陽人父忠孝受業於程子著兼山易解靖康中為永興軍路提刑死難宋史忠義伝附載唐重伝内忠孝没後遺書散逸雍南渡後隠居峽州長楊山谷著為此書與説一本於忠孝故以伝家為名乾道中守臣薦於朝召之不起賜号沖晦処士後更賜称頤正先生遣官受所欲言乃以此書進覧見宋史隱逸伝朱子云兼山易溺於象数之学陸游跋兼山易説則謂程氏易学立之父子実伝之立之忠孝学也忠孝書自大易発言所引外別無完本今観雍書則大抵剖析義理与程伝相似其謂易之為書其道其辞皆由象出未有忘象而知易者如首腹馬牛之類或時可忘此象之末也云云実非専主象数者游所跋或近実也

至雍又不以卦辞為彖而謂観乎彖辞者即孔子自謂其彖伝馮椅厚齋易学深斥其非則公論也宋彝尊経義考謂雍原書不伝僅散見大易粹言中此本十一卷與宋志相合蓋猶旧本彝尊偶未見也陳振孫書録解題作六卷考中興書目別有雍卦爻旨要六卷殆誤以彼之卷数為此卷数歟（巻三・経部・易類三）

このように異同は、大きく分けて次の五ヶ所である。

a　宋史忠義伝……

b　其説一本於忠孝、故以伝家為名

c　陸游跋兼山易説……

d　馮椅『厚齋易学』深斥其非、則公論也

e　朱彝尊『経義考』謂雍原書不伝、僅散見『大易粹言』中。此本十一巻、與宋志相合、蓋猶旧本彝尊偶未見也。陳振孫『［直齋］書録解題』作「六巻」。考『中興書目』別有雍卦爻旨要六巻、殆誤以彼之巻数為此巻数歟

aは、体例として付け加えられたのであろう。bについては、直接に『経義考』からの引用とは言い難いが、『経義考』巻二十四（「郭氏雍伝家易説」条）にも引く序文の「潛稽易象以述旧聞伝於家、使毋忘先人業」とあるのに従って書いたのではないか。cは『経義考』巻二十一（「郭氏臺兼山易説」条）から、dとeとは『経義考』巻二十四（「郭氏雍伝家易説」条）からの引用である。とくにeについては、朱彝尊『経義考』巻二十四に、『伝家易説』が著録され、その次の項目に『卦爻辞要』があり、『中興書目』からの引用がある。つまり、『四庫全書総目提要』において「考『中興書目』」とあるのは、『経義考』所引の「『中興書目』を考えた」ということであろう。

ただし、「陳振孫『［直齋］書録解題』作「六巻」」とあるところは、『直齋書録解題』巻一の表題には、「伝家易説十一巻」とあって、「『［直齋］書録解題』作「六巻」」と合わない。これは、『経義考』に引用する『直齋書録解題』の文中に「得其伝家易学六巻以進」とあるのによったのかもしれない。

そして『経義考』は、恐らく『直齋書録解題』に「伝家兵学六巻以進」とあることから「作六巻」としたのではないか。ただし、翁方綱の『提要稿』において、「［『直齋書録解題』では］以て六巻と為す者は何た

るかを知らざるなり」としているので、それに引きずられた可能性もなくはない。

要するに、『書前提要』を書き改めて『四庫全書総目提要』を書くにあたっても、いちいち原書を見ずに、さしあたっては『経義考』を利用して文章が付け加えられていった、といえる（注7）。

ここから敢えて考えてみると、刊本『四庫全書総目提要』作成においては、『経義考』などを参照して付加がなされていったのではなかろうか。そうした結果、『書前提要』と『四庫全書総目提要』との文章の異同が生じたのではないだろうか。

ただし、これも『提要稿』すべてにわたって綿密な検討が必要であることは言うまでもない。また、『四庫全書薈要』・『書前提要』から『四庫全書総目提要』にいたるまでに、暫時付加がなされていった「提要」も存在する（たとえば『中州集』の「提要」は、殿版『四庫全書総目提要』・『四庫全書総目提要』・文淵閣『書前提要』が同文であるが、文溯閣『書前提要』はそれらを節略している。また、四庫全書薈要『書前提要』は異なった「提要」となっている）ので、私の考えも、僅かな例から見た仮説である。

以上述べてきたように、僅かな例からではあるが重複する翁方綱と姚鼐との「提要」原稿から考えてみると、『四庫全書総目提要』や『書前提要』などは、翁方綱など四庫館臣たちの書いた「提要」原稿に基づいて作成されたといえる。しかも、存目の場合は、底本に選定された書物であるのかもしれないが、或る一つの版本の書物に附された「提要」原稿に大きく依存していたといえよう。しかし、四庫著録の部分の『四庫全書総目提要』作成にあたっては、著録して後世に伝えようとしたためか、かなりいろいろな参考書を参照して書き足されている、といえよう。

このように、紀昀などの総纂官が万巻の書を読んで『四庫全書総目提要』を書いたというのではなく、進献された書物に付された「提要」原稿を読んで書いたのではなかろうか。きわめて限られた資料からではあるが、導きだした一つの推論である。ここから『四庫全書総目提要』の編纂過程の手がかりが得られるのではないだろうか。

注

1　翁方綱は、この『提要稿』に跋文を書いており、下のように述べる。

此れ　二十年　写す所の提要の艸藁なり。爾の時、凡そ金石の著録する著書に遇えば、予　輒ち提要を作らんと擬す。亦た旧日　為る所の題跋の語にして提要に借りて以て之を発す者あり

（「自跋提要旧艸」『復初斎文集』巻三十五）。

ここからすると、この『提要稿』の金石に関する書物などの提要の中には、「提要」の編纂とはかかわりなしに作成されたものも存在するようである。

2　『四庫採進書目』によると江西巡撫の海続は、合計六回に分けて進献を行なっている。目録の順番からすると「江西巡撫海続購書目」と「六次続採」とは、江西巡撫の海続が行なった五回目と六回目との進献書目にあたる。また、この二つの書目所収の書についての提要は、順不同に並べられている。そこからすると、翁方綱は「江西巡撫海続購書目」と「六次続採」との書物を一括して処理したのではないか。

3　姚鼐や邵晋涵（乾隆三十八年（一七七三）に四庫全書館に入り、乾隆四十年に服喪のため帰郷）の「提要」原稿は、その四庫全書館にいた時期・官職から考えるとほぼ翁方綱『提要稿』と同じ性質の原稿であると考えられる。ただし、姚鼐・邵晋涵のものは刊行するにあたって不必要な箇所、たとえば文字の検閲を行なったところや、著録するかどうかの判断を示したところなどは省略したのではないかと思う。なお、邵晋涵の『四庫全書提要稿』については、福島正氏の研究がある。「邵晋涵の歴史学――餘姚邵氏の歴史学　その一――」（『中国思想史研究』第五号・一九八二年）。

4　『提要稿』には、「眉注に云う、此れ須らく『明史』「［列］伝」及び「芸文志」を査すべし」とあるが、これは『提要稿』の「先是成化間三原王恕作漕河通志十四巻宏治九年瓊以工部中郎管理河道乃国恕書而増損之」の箇所を指して言っているのであろう。それは、おそらく翁方綱が「漕河図志序」に「成化間、吏部尚書三原王公為刑部左侍郎、総治河防、

嘗稽典籍・公牘、作『漕河通志』」や「弘治九年丙辰春三月戊子、奉勅管理河道工部郎中晋陽王瓊序」とあるのによって書いたため、もう一度、他の史料を調べる必要があると注記しておいたのであろう。しかし、『明史』芸文志や王恕・王瓊の列伝を見ても、これ以上のことは分からない。そのため、なにも付け加えられてはいない。

5　書名について、翁方綱の『提要稿』は「周易旁注十巻前図二巻」・姚鼐の「提要」原稿は「周易旁注前図」とあり、『四庫全書総目提要』では「周易旁注図説二巻」となっている。書名はそれぞれ異なるが、『四庫全書総目提要』には、朱升の著作として『周易旁注図説』・『尚書旁注』・『楓林集』・『風林類選小詩』の四種の著作が収められており、『周易』に関する著作は、『周易旁注図説』のみである。また、翁方綱・姚鼐のそれぞれの「提要」原稿を見ると、内容が同一の書物について書かれいるように読める。そこからするとおそらく以下の三種の提要は、同一の書物について書かれたものであろう。

6　『郭雍伝家易説』の書名についてであるが、阮元・浙江刻本のみは、『郭雍家伝易説』となっている。『四庫全書薈要』の「書前提要」など他の提要及び書目ではすべて『郭雍伝家易説』となっていること、また阮元・浙江刻本を再版した広東書局本でも『郭雍伝家易説』と訂正されていること、さらに『四庫全書』著録本が『郭雍伝家易説』となっていることから考えると、阮元・浙江刻本の『郭雍家伝易説』は単なる誤植であろう。

7　こうしたことについては、余嘉錫が、

其の［『四庫全書総目提要』の］援拠の紛綸たるを観るに、極めて賅博なるに似たれども、其の出処を按ずるに及べば、則ち経部は多く之を『経義考』に取り、史・子・集の三部は多く之を『［文獻］通考』経籍考に取る。晁［公武『郡齋読書志』］・陳［振孫『直齋書録解題』］の書目に即きては、亦た未だ嘗て原書を覆検せず。その他は論ずることなきなり（「四庫提要弁証序録」『四庫提要弁証』所収・中華書局・一九八〇年刊）。

と述べるのと軌を一にする。

乾隆時李文藻所見琉璃廠書肆見取図
（藤塚鄰『清朝文化東伝の研究』〈国書刊行会・昭和五〇年〉所収）

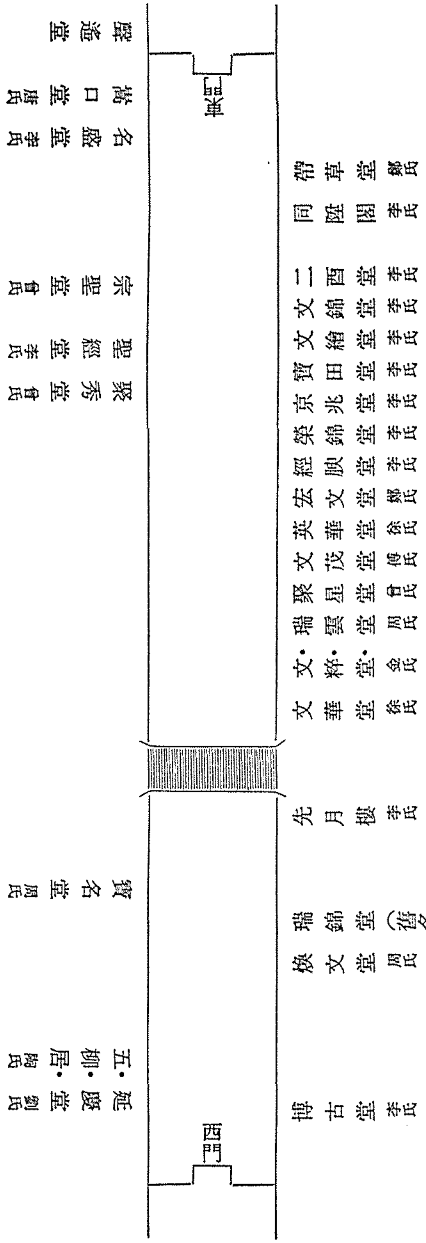

〔備考〕文粋堂や五柳居などの名前が見える。